様式第１号（第４条関係）

とっとり健康省エネ改修住宅等設計適合審査申請書

年　　月　　日

　鳥取県　　　　　　所長　様

（申請者）

　 〒　　　‐

　 住　　所

氏　　名

メールアドレス

　とっとり健康省エネ改修住宅等認定制度要綱第４条の規定に基づき、改修住宅の設計適合審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

１　住宅の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 申請住宅の地名地番 |  |
| 構造 | □木造　□鉄骨造　□ＲＣ造　□その他（　　　　　　） |
| 階数 | 階建て |
| 延床面積 | m2 |
| 工事費用 | 円（税込み） |
| 工事着手（予定）年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 気密測定（予定）年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 工事完了（予定）年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 改修区分 | □健康省エネ改修住宅  □ゾーン改修住宅  □国省エネ基準改修住宅 |
| 再生可能エネルギー | □太陽光発電（自家設置）  □太陽光発電（リース）  □太陽光発電（ＰＰＡ）  □その他（　　　　　　　　　）  □設置なし |

※改修後の住宅の概要を記載してください。

※健康省エネ改修住宅の場合には気密測定（予定）年月日を記入してください。（その他の改修の場合は任意です。）

２　建築士事務所及び建築工事業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 建築士事務所 | 建築工事業者 |
| 事業者名 |  |  |
| 事業者登録番号 |  |  |
| 担当技術者氏名 |  |  |
| 技術者登録番号 |  |  |

※「事業者登録番号」はとっとり健康省エネ改修住宅設計・施工事業者登録要綱（以下、「登録要綱」という。）第８条第１項第２号、又は同条第２項第２号の登録番号を記載してください。

※「技術者登録番号」は登録要綱第４条第３項の通知に記載された登録番号を記載してください。

３　申請に関する連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 所属・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

４　補助制度の利用予定

（１）とっとり住まいる支援事業

* 利用する（補助金申請（予定）日：　　　年　　 月 　　日）
* 利用しない

（２）国の補助事業

* 利用する（補助金名称：　　　　　　　　　　　　　　　）

（補助申請（予定）日：　　　年　　 月 　　日）

* 利用しない

５　適合証、副本等の県が送付する文書の送付先（申請者と同じ場合は記載不要）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住所  （法人の場合は所在地） | 〒 | | |
| 氏名  （法人場合は名称・代表者） |  | | |
| 担当者 |  | 電話 |  |

様式第２号（第４条関係）

とっとり健康省エネ改修住宅等設計内容等説明書

１　改修住宅の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 申請住宅の地名地番 |  |
| 設計者所属・氏名 |  |

２　設計内容

（１）断熱改修計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部位 | 区分 | 主となる断熱材の名称 |
| 上部 | * 屋根断熱 * 天井断熱 |  |
| 壁面 | * 充填断熱 * 付加断熱 |  |
| 下部 | * 基礎断熱 * 床断熱 |  |
| ベランダ  下部 | * 居室あり * 居室なし |  |

※「ベランダ下部」はベランダ下部に室内空間がある場合に限り記載してください。

（２）換気計画

|  |
| --- |
| * 第１種換気設備（熱交換あり）・（熱交換あり（熱交換率　　％）） * 第３種換気設備 |

（３）耐震計画

|  |
| --- |
| * 昭和56年6月1日以降の耐震基準（新耐震基準）により建設された住宅 * 耐震診断により新耐震基準に適合することが確認された住宅 * 耐震改修により新耐震基準の耐震性能が確保された住宅 |

（４）性能等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 添付書類 | ※確認欄 |
| 断熱性能 | 外皮平均熱貫流率ＵＡ値   |  |  | | --- | --- | | 計算値（改修前） | [W/m2K] | | 計算値（改修後） | [W/m2K] |   ＜性能区分＞  　□健康省エネ改修住宅 0.48[W/m2K]  　□ゾーン改修住宅 0.48[W/m2K]（断熱区画のみ）  　□国省エネ基準改修住宅 0.87[W/m2K] | * 計算書（証明書） * 仕様書 * 仕上表 * 平面図 * 立面図 * 矩計図 * 建具表 * 基礎伏図 | * 適合 * 不適合 |
| 気密性能 | 相当隙間面積Ｃ値  （健康省エネ改修住宅又は気密測定を行う場合のみ）   |  |  | | --- | --- | | 推奨値 | 1.0 [cm2/m2] | | 目標値 | [cm2/m2] | | * 仕様書 * 仕上表 * 平面図 * 立面図 * 矩計図 | * 適合 * 不適合 * 対象外 |
| 内部結露  防止対策 | 内部結露判定方法  □結露判定プログラム※により確認  □その他のプログラム、方法により確認  （　　　　　　　　　　　　　　　　　） | * 仕様書 * 矩計図 * 結露判定書   □屋根（天井）  □壁  □床  □その他 | * 適合 * 不適合 |

※岐阜県立森林文化アカデミー開発プログラム（県推奨プログラム）

（４）設計確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| １　24時間換気設備について（健康省エネ改修住宅の場合は必須（その他は任意）） | 確認欄 |
| 改修住宅に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の８第１項第１号に規定する換気設備を設置している。 | □ |

|  |  |
| --- | --- |
| ２　耐震性について（健康省エネ改修住宅の場合は必須（その他は任意）） | 確認欄 |
| 昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手した住宅又はこれ同等の耐震性能を有する住宅である。※以下のいずれかに日付を記載すること。  ＜新築工事着手日で新耐震住宅であることを確認した場合＞  【新築工事着手日】　　　　　　　　年　　月　　日  ＜耐震診断により新耐震住宅を確認した場合＞  【耐震診断日】　　　　　　　　　　年　　月　　日  ＜耐震改修により新耐震住宅とした（する）場合＞  【耐震改修完了（予定）日】　　　　年　　月　　日 | □ |

|  |  |
| --- | --- |
| ３　既存住宅状況調査について（健康省エネ改修住宅の場合は必須（その他は任意）） | 確認欄 |
| （１）既存住宅状況調査を実施し、調査結果を施主に説明している。 | □ |
| （２）構造耐力上主要な部分及び雨水の侵入の恐れがある部分に劣化事象等がみとめられる場合には、当該劣化個所の補修を行う。 | □ |

|  |  |
| --- | --- |
| ４　気密測定について（健康省エネ改修住宅の場合は必須（その他は任意）） | 確認欄 |
| 一般財団法人住宅・建築ＳＤＧｓ推進センターIBECに登録された気密測定技能者による気密測定を実施する | □ |

|  |  |
| --- | --- |
| ５　換気経路上の使用材料について | 確認欄 |
| （１）床下等が換気経路に含まれる場合には木部の防腐処理剤等について人体に影響の少ない材料を選定している。 | □ |
| （２）その他、換気経路上において空気中に発散される材料は人体に影響の少ない材料を選定している。 | □ |

|  |  |
| --- | --- |
| ６　設備等の清掃の容易性について | 確認欄 |
| （１）空調設備及び換気設備等のフィルターなど定期的な清掃が必要となるものは使用者が容易に清掃できる位置に計画している。 | □ |

|  |  |
| --- | --- |
| ７　日射遮蔽や日射取得について | 確認欄 |
| （１）南面の開口部は改修前の開口面積を可能な限り下回らないように配慮し、冬期の日射を取得する。 | □ |
| （２）東西面の開口部は夏期の日射遮蔽対策を講じる。 | □ |
| （３）上記に加え、開口部の配置にあたっては眺望やプライバシーの確保に配慮する。 | □ |

　年　　　　月　　　　日

　上記について説明を受けました。

　　　　　　建築主氏名

様式第３号（第４条関係）

設計適合審査提出書類チェックリスト

１　改修住宅の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 申請住宅の地名地番 |  |
| 設計者所属・氏名 |  |

２　申請日確認

|  |  |
| --- | --- |
| 断熱工事着手予定日 |  |
| 申請日 |  |

３　提出書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類の名称 | 設計者  確認 | 受付時  確認 | 審査時  確認 |
| とっとり健康省エネ改修住宅等設計適合審査申請書（様式第１号） | □ | □ | □ |
| とっとり健康省エネ改修住宅等設計内容等説明書（様式第２号） | □ | □ | □ |
| 設計適合審査提出書類チェックリスト（様式第３号） | □ | □ | □ |

４　提出図書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 図書の種類 | 明示すべき事項※  （別表のとおり記載した場合には空欄可） | 設計者  確認 | 受付時  確認 | 審査時  確認 |
| 配置図 |  | □ | □ | □ |
| 仕様書  （仕上げ表を含む。） |  | □ | □ | □ |
| 各階平面図 |  | □ | □ | □ |
| 立面図（４面） |  | □ | □ | □ |
| 矩計図 |  | □ | □ | □ |
| 基礎伏図 |  | □ | □ | □ |
| 外皮計算書 |  | □ | □ | □ |
| 面積計算書  （床・外皮面積） |  | □ | □ | □ |

※別表で明示すべき事項を他の図面等に記載した場合は記載先の図面欄に明示した事項を記入してください。

様式第４号（第５条関係）

とっとり健康省エネ改修住宅等設計適合証

　第　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県　　　　　　所長

　とっとり健康省エネ改修住宅等認定制度要綱第４条第１項の規定による申請について、同要綱第５条第１項各号の規定に適合していることを確認しましたので同項の規定に基づき交付します。

　１　申請受付年月日　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　２　申請住宅の位置

　３　申請住宅の構造・階数

　４　申請住宅の延床面積

　５　申請住宅の省エネルギー性能

外皮平均熱貫流率ＵＡ値

|  |  |
| --- | --- |
| 基準値 | [Ｗ／㎡ｋ] |
| 計算値（改修前） | [Ｗ／㎡ｋ] |
| 計算値（改修後） | [Ｗ／㎡ｋ] |

　６　確認番号

様式第５号（第５条関係）

とっとり健康省エネ改修住宅等設計適合証不交付通知書

第　　　　　　　　　号

年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県　　　　　　所長

　とっとり健康省エネ改修住宅等認定制度要綱第４条第１項の規定による申請について、同要綱第５条第３項の規定に基づき不交付としましたので通知します。

　１　申請受付年月日　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　２　不交付理由

１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は、鳥取県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第６号（第６条関係）

とっとり健康省エネ改修住宅等変更設計適合審査申請書

年　　月　　日

　鳥取県　　　　　　所長　様

（申請者）

　 〒　　　‐

　 住　　所

氏　　名

　とっとり健康省エネ改修住宅等認定制度要綱第６条の規定に基づき、とっとり健康省エネ改修住宅変更設計適合審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類等に記載の事項は、事実に相違ありません。

１　変更内容

|  |  |
| --- | --- |
| とっとり健康省エネ改修住宅等設計適合証確認番号 | 第　　　　　　　　　　　　　　号 |
| とっとり健康省エネ改修住宅等設計適合証確認年月日 | 年　　　　月　　　 　日 |
| 変更内容 | |

２　適合証、副本等の県が送付する文書の送付先（申請者と同じ場合は記載不要）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住所  （法人の場合は所在地） | 〒 | | |
| 氏名  （法人場合は名称・代表者） |  | | |
| 担当者 |  | 電話 |  |

様式第７号（第７条関係）

とっとり健康省エネ改修住宅等変更設計適合証

　第　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県　　　　　　所長

　とっとり健康省エネ改修住宅等認定制度要綱第６条第１項の規定による申請について、同要綱第５条第１項各号の規定に適合していることを確認しましたので第７条第１項の規定に基づき交付します。

　１　申請受付年月日　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　２　申請住宅の位置

　３　申請住宅の構造・階数

　４　申請住宅の延床面積

　５　申請住宅の省エネルギー性能

外皮平均熱貫流率ＵＡ値

|  |  |
| --- | --- |
| 基準値 | [Ｗ／㎡ｋ] |
| 計算値（改修前） | [Ｗ／㎡ｋ] |
| 計算値（改修後） | [Ｗ／㎡ｋ] |

　６　確認番号

様式第８号（第７条関係）

とっとり健康省エネ改修住宅等変更設計適合証不交付通知書

第　　　　　　　　　号

年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県　　　　　　所長

　とっとり健康省エネ改修住宅等認定制度要綱第６条第１項の規定による申請について、同要綱第７条第３項の規定に基づき不交付としましたので通知します。

　１　申請受付年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　２　不交付理由

１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は、鳥取県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第９号（第９条関係）

とっとり健康省エネ改修住宅等認定申請書

年　　月　　日

　鳥取県　　　　　　所長　様

（申請者）

　 〒　　　‐

　 住　　所

氏　　名

メールアドレス

　とっとり健康省エネ改修住宅等認定制度要綱第９条の規定に基づき、改修住宅の認定を申請します。なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。なお、鳥取県から定期点検等の注意喚起について毎年１回メール送信されることを承諾します。

１　改修住宅の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 申請住宅の地名地番 |  |
| 構造 | □木造　□鉄骨造　□ＲＣ造　□その他（　　　　　　　　　　） |
| 階数 | 階建て |
| 延床面積 | m2 |
| 工事完了年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 設計適合証確認番号等 | 確認番号　第　　　　　　　　　号  確認年月日　　　　年　　月　　日 |

２　住宅の性能

|  |  |
| --- | --- |
| 省エネルギー性能 | □健康省エネ改修住宅『Re NE-ST』（リネスト）  　□T-G1相当　□T-G2相当　□T-G3相当  □ゾーン改修住宅  □国省エネ基準改修住宅 |
| 断熱性能（外皮平均熱貫流率ＵＡ値） | [W/m2K] |
| 気密性能（相当隙間面積Ｃ値） | [cm2/m2] |
| 再生可能エネルギー | □太陽光発電（自家設置）  □太陽光発電（リース）  □太陽光発電（ＰＰＡ）  □その他（　　　　　　　　　）  □設置なし |

※気密性能は気密測定の結果をご記入ください。（健康省エネ改修住宅の場合は記入が必要です。）

３　軽微な変更（該当する場合のみ）

|  |
| --- |
| 変更内容 |

（添付書類）

* 気密性能試験結果報告書（健康省エネ改修住宅の場合に限る。）
* 気密性能試験状況写真（健康省エネ改修住宅の場合に限る。）
* 主要な断熱部位の施工状況写真
* 検査済証の写し（検査済証が必要な場合のみ）

４　認定証、副本等の県が送付する文書の送付先（申請者と同じ場合は記載不要）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住所  （法人の場合は所在地） | 〒 | | |
| 氏名  （法人場合は名称・代表者） |  | | |
| 担当者 |  | 電話 |  |

様式第10号（第９条関係）

気密性能試験結果報告書（１）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 依頼者 | 会社名又は氏名 |  | 電話 | -　　- |
| 住所 |  | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 測定対象建物の概要 | | | |
| 建物の名称 | |  | |
| 所在地 | |  | |
| 竣工年月日 | | 年　　　　　月　　　　　日 | |
| 構造及び工法 | |  | |
| 建物の規模 | 地階床面積 | m2 | |
| １階床面積 | m2 | |
| ２階床面積 | m2 | |
| ３階床面積 | m2 | |
| 延べ床面積 | m2　　・・・・・(A) | |
| 開口部の仕様 | | 窓 | 単層（引き違い、外開き、内開き）  ２重窓（引き違い、外開き、内開き）  その他（構成と開閉方法：　　　　　　　　　　　　　） |
| 玄関戸 | 引き戸、外開き戸、内開き戸、その他（　　　　　　　） |
| 主な部位の気密層の仕様 | | 防湿フィルム（気密テープ：使用・不使用）  内装材、断熱材、構造材、その他（　　　　　　　　　　　　　） | |
| 建物概要図 | | 別紙添付図面通り | |
| 通気量を測定した位置 | | 添付平面図に示す | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 測定時の建物条件 | | | | |
|  | 部位 | 方法 | 確認 | 特記事項（左欄以外の処理方法） |
| １ | 建物外皮にあるドア・窓 | ロック（施錠）だけ |  |  |
| ２ | 天井・床下改め口 | 普通に閉めた状態 |  |  |
| ３ | 郵便受け | 普通に閉めた状態 |  |  |
| ４ | 車庫に通じるドア | 普通に閉めた状態 |  |  |
| ５ | 基礎と床の両方を断熱している地下へ通じるドア | 普通に閉めた状態 |  |  |
| ６ | 換気レジスター | 目張り |  |  |
| ７ | 台所レンジファン | 目張り |  |  |
| ８ | 換気扇・天井扇 | 目張り |  |  |
| ９ | FF 式以外の煙突の穴 | 目張り |  |  |
| 10 | 屋外に通じる排水管 | 封水又は管口を目張り |  |  |
| 11 | 集中換気システムの給排気ダクトの屋外側出入口 | 目張り |  |  |
| 12 | 建物外皮の外側にある開口部 | 普通に開けた状態 |  |  |
| 測定対象外にした部分(空間)の名称 | |  | | |
| 同上で延床面積(A)に含まれる床面積 | | m2　　・・・・・(B) | | |
| 吹抜け・床下・小屋裏など測定対象の相当床面積 | | m2　　・・・・・(C) | | |
| 測定対象とした建物の実質延べ床面積(S) | | S=(A)-(B)+(C)=　　　　 m2 | | |

注）確認欄には、各状態を確認後、○印を付すこと

気密性能試験結果報告書（２）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 測定者・測定方法・測定装置 | | | | | | | | | |
| 事業所 |  | 事業所登録番号 |  | 測定者 |  | | | 登録番号 |  |
| 所在地 |  | | | | | 電話 | -　　- | | |
| 測定方法 |  | | | | | | | | |
| 測定装置 |  | | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 試験日時 | 年　　月　　日　　　時　　分から　　　時　　分まで | | | |
| 測定時の  環境 | 天候 |  | 風速 | m/s |
| 室内温度 | ℃ | 風向（主風向） |  |
| 外気温度 | ℃ | 風速測定位置 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| データの測定回 | １回 | ２回 | ３回 | 平均 |
| 隙間特性値：n(1≦n≦2）  1  -  n |  |  |  |  |
| 通気率：a：（m3/h・Pa ） |  |  |  |  |
| ΔP=9.8Paおける通気量：Q9.8：（m3/h）  1  -  n |  |  |  |  |
| 係数：b：b=0.627ρ |  |  |  |  |
| 総相当隙間面積：αA：αA=Q9.8×b(cm2) |  |  |  |  |
| 相当隙間面積：C：C=αA/S(cm2/m2) |  |  |  |  |

測定結果添付欄

様式第11号（第９条関係）

住まいの性能及び住まい方に関する説明書

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物の所在地 |  |
| 外皮平均熱貫流率(ＵＡ値) [W/m2K] |  |

（参考）国と県の基準比較

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 性能 | 指標 | 国省エネ基準 | | | Re-NEST  （改修基準） | NE-ST（新築基準） | | |
| 等級２ | 等級３ | 等級４ | T-G1 | T-G2 | T-G3 |
| 断熱 | 外皮平均熱貫流率  （UA 値）[W/m2 K] | 1.80 | 1.54 | 0.87 | 0.48 | 0.48 | 0.34 | 0.23 |
| 気密 | 相当隙間面積  （C 値）[cm2/m2] | 基準なし | | | 基準なし  （1.0推奨） | 1.0 | 1.0 | 1.0 |

住まい方に関する説明

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 項目 | 内容 | 確認 |
| 換気設備 | 清掃が必要な個所 |  | □ |
| 清掃方法 |  | □ |
| 清掃の頻度 |  | □ |
| 交換が必要なもの |  | □ |
| 交換方法 |  | □ |
| 交換の頻度 |  | □ |
| 空調設備 | 清掃が必要な個所 |  | □ |
| 清掃方法 |  | □ |
| 清掃の頻度 |  | □ |
| 運転方法での  留意事項 |  | □ |
| 改修を行う場合の留意事項 | 履歴保存 | 工事の図面等は必ず保存してください。 | □ |
| 気密処理 | 改修や設備の更新を行う場合には、気密処理を確実に行ってください。 | □ |

　　　　　年　　　　月　　　　日

　上記について説明を受けました。

　　 　建築主氏名

様式第12号（第10条関係）

とっとり健康省エネ改修住宅等認定証

　第　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県　　　　　　所長

　とっとり健康省エネ改修住宅等認定制度要綱第９条の規定による申請について、同要綱第10条第１項各号の規定に適合していること認めましたので同項の規定に基づき交付します。

　１　申請受付年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　２　申請住宅の位置

　３　申請住宅の構造・階数

　４　申請住宅の延床面積

　５　申請住宅の省エネルギー性能

外皮平均熱貫流率ＵＡ値

|  |  |
| --- | --- |
| 基準値 | [Ｗ／㎡ｋ] |
| 計算値（改修前） | [Ｗ／㎡ｋ] |
| 計算値（改修後） | [Ｗ／㎡ｋ] |

相当隙間面積Ｃ値

|  |  |
| --- | --- |
| 推奨値 | 1.0 [cm2／㎡] |
| 測定値 | [cm2／㎡] |

　６　性能区分　　　　　　　　　□健康省エネ改修住宅『Re NE-ST』

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（健康省エネ住宅『NE-ST』　T-G　相当）

　　　　　　　　　　　　　　　　□ゾーン改修住宅

　　　　　　　　　　　　　　　　□国省エネ基準改修住宅

　７　確認番号

　８　認定番号

様式第13号（第10条関係）

とっとり健康省エネ改修住宅等認定証不交付通知書

第　　　　　　　　　号

年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県　　　　　　所長

　とっとり健康省エネ改修住宅等認定制度要綱第９条の規定による申請について、同要綱第10条第３項の規定に基づき不交付としましたので通知します。

　１　申請受付年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　２　不交付理由

１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は、鳥取県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号（第11条関係）

取り下げ届

年　　月　　日

　鳥取県　　　　　　所長　様

（申請者）

　 〒　　　‐

　 住　　所

氏　　名

　下記の申請を取り下げますので、とっとり健康省エネ改修住宅等認定制度要綱第11条の規定に基づき届け出ます。

記

１　取り下げる申請等

　　□（変更）設計適合審査申請　　　　□認定申請

２　住宅の地名地番

３　理由